

平成 26 年度第 3 回天理市地域公共交通活性化協議会議事録

平成 27 年 3 月 26 日 (木)  
 午後 2 時 00 分～午後 3 時 00 分  
 天理市庁舎 5 階 533 会議室

【開会】 午後 2 時 00 分	
司会 (部長)	<p>定刻となりましたので、これより平成 26 年度第 3 回天理市地域公共交通活性化協議会を開催させていただきます。</p> <p>委員の皆様方には、大変お忙しいところ、ご出席賜りありがとうございます。</p> <p>本日、進行を務めさせていただきます、事務局の河北でございます。よろしくお願ひいたします。</p> <p>まず始めに、当協議会会長であります並河天理市長がご挨拶を申し上げます。市長よろしくお願ひします。</p>
会長 (市長)	<p>こんにちは改めまして、本日もみなさま方には、大変お忙しい中お集まり頂きましてありがとうございます。本日の議題といたしまして、協議会規約の一部改正、活性化法改正に伴う地域公共交通網形成計画への移行について、平成 27 年度の予算 (案) の承認及びコミュニティバス車両更新後に路線バス天理都祁線荻原系統において現行車両を利用して計画おります実証運行に係る調査事業、こういった点をご審議頂こうと考えています。</p> <p>今総務省の方で人口減少の抑制をしないといけないという中で、周辺市町村との連携についての定住圏構想を形成する、定住自立圏構想というのがありまして、私も天理市が奈良県の中で唯一その中心市としての要件を満たしていることから、現在、川西、三宅、山添村様と協議をさせて頂きまして、それぞれの議会で議決を頂き、明日協定書を締結することになっています。その中にも地域公共交通における連携という項目が入ってくる中で、そういった点についても事務局の方からご説明をさせて頂きたいと思ひます。また私が今年度さまざまな機会にタウンミーティング行ってまいりまして、特に地元の方から私どものコミュニティバスに関して、要望などを頂いたところでございまして、これは本日の審議事項ということではありませんが、現状のご報告と共に今後の方向性についてまたご相談をしたいと考えております。みなさま慎重なご審議のほどお願ひ申し上げまして、私のご挨拶とさせて頂きます。よろしくお願ひします。</p>
司会 (部長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、配付資料のご確認をお願ひいたします。</p> <p>表紙の「次第」に続きまして、</p> <p>資料 1 地域公共交通総合連携計画の地域公共交通網形成計画への移行について</p> <p>資料 2 天理市地域公共交通活性化協議会規約の一部改正 (案)</p> <p>資料 3 天理市地域公共交通活性化協議会平成 27 年度予算 (案)</p> <p>資料 4 平成 27 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (地域公共交通調査事業) 交付申請書 (案)</p> <p>資料 5 市町村連携による地域公共交通網の構築について</p> <p>以上 1 冊に綴ったものを配布させて頂いております。</p>

	<p>また、資料番号は付していませんが、1枚ものの、本日の「座席表」及び「出席者名簿」を配布させていただいております。</p> <p>資料に不足はございませんでしょうか。</p> <p>それでは、これより議事に移らせていただきます。</p> <p>協議会規約第9条第1項の規定により、会長が議長の任にあたることとなっております。</p> <p>それでは、会長、議事の進行をお願いします。</p>
議長（市長）	<p>それでは、議長を務めさせていただきます。</p> <p>委員の皆様方のご協力をお願いします。</p> <p>まずは、規約第9条第2項の規定によりまして、委員の過半数の出席があり、会議が成立していることを報告させていただきたいと思っております。</p> <p>また、協議会規約第9条第6項によりまして、委員以外の出席者として、有識者でございます和歌山大学経済学部 辻本勝久（つじもと かつひさ）教授にご出席いただいておりますのでどうぞよろしく申し上げます。</p> <p>それでは、議事に入らせて頂きたいと思っております。議題（1）「活性化法改正に伴う地域公共交通網形成計画への移行について」を、辻本教授の方からご説明願います。</p>
和歌山大学教授（辻本勝久）	<p>それでは、資料の1をご覧ください。地域公共交通総合連携計画執行と、交通網の形成計画についてでございますが、皆様ご承知と思っておりますけれども、平成25年の12月に交通政策基本法というのが施行されまして、これは交通政策に関する基本理念を定めた法ですけれども、街づくりの観点から交通施策の促進でありますとか、日常生活に必要不可欠な交通確保等主な内容とするそういう法律ができたわけです。この交通政策基本法を具現化していくための法律として、去年11月改正地域公共交通活性化再生法というのが施行されまして、その要点として、今後の本格的な人口減少時代における地域社会の活力維持向上のために、地方公共団体が中心となって街づくりと連携をして面的な公共交通ネットワークを再構築する。そのための計画制度として、従来地域公共交通総合連携計画というのがあったわけですが、これに代わるものとして、地域公共交通網形成計画という新しい計画制度をつくるというような法律が施行されています。交通施策基本法の理念にのっとりまして、街づくりと連携して交通のマスタープランを作っていく。そしてそのマスタープランである地域公共交通網形成計画の下で国の支援制度を活用しながら、総合的に計画的に交通施策を展開していくというような新しい仕組みができたということです。2 ページ目をご覧くださいと去年の今頃ちょうど2月の時期に第2次の地域公共交通の総合連携計画を策定されていますけれども、それを新しい制度の地域公共交通網形成計画に移行するということの方が色々なメリットがあるというお話で、まず2ページの2-1にもありますように、地域公共交通網形成計画をつくり出すということです。新しくできました、地域公共交通再編事業という制度があります。それについて、国の財政的支援の用途が広がってくる、あるいは関係法令の特例を受けることができるというようなメリットが出てきます。これにつきまして、3 ページの国が作っ</p>

13M40S	<p>て下さっております Q&amp;A というのがありまして、その Q&amp;A の Q1、A1 に今申し上げたことが示されております。それから 2 ページの下の方に 2-2 がございますが、これは 3 ページの Q2、A2 に書かれていることですが、現行の天理市の第二次地域公共交通総合連携計画、これに若干の修正を加えますと新しい制度であります地域公共交通網形成計画の方へ移行することが出来そうだと思います。3 ページの Q2、A2 にもありますように、現行の計画にどの点を修正すると新しい制度に移行させていけるかと、新しい制度の形成計画の中には、達成状況の評価に関する事項というのを必ず書かないといけないことがあるんです。それが書いているかどうかということをチェックして、修正をしていくということです。それから、改正地域公共交通活性化再生法に合わせますと、地域公共交通の活性化及び再生の促進に関して、基本方針というのを国の方から示されておりますので、それに即した内容になってるかということのチェックを致しまして適宜修正がかかっていくということです。例えば、街づくりとの連携というのをしっかり書かないといけないということです。都市計画マスタープランとの整合性をセット致しまして、それについて明示をするというような修正をしていくことが必要になります。それから、新しい仕組みを支援していく制度で地域公共交通再編事業の活用と施策を適宜盛り込んでいきたいと思っております。それから協議会の場に新たに街づくり関連のメンバーを加える、そういった点で修正することで新しい形成計画への移行ということです。</p>
15M25S	<p>4、5、6 ページと細かい資料になっておりますけれども、現行の第二次天理市地域公共交通総合連携計画を、もしこの形成計画に移行するためにはどこを修正する必要があるかを詳しく検討したものです。順番に見て参りますと、4 ページ、国が見ております基本方針である、街づくり、観光施策等の地域戦略の一体性が確保されているかどうか。これについては、現状の第二次天理市公共交通総合連携計画おきましては、概ね対応できているかなということで、△印をつけさせて頂いておりますけれども、もしもこの形成計画に連携計画を移行するということになりましたら、例えばパークアンドライドでありますとか、サイクルアンドライド、それから前回の協議会で提案がありましたけれども、サイクルバスですね、そういったものに関して広告を追加するということが考えられます。あと先ほど申し上げましたように、平成 25 年 4 月に天理市都市計画マスタープランができておりますので、その中でも交通に関する事項が色々盛り込まれておりますので、それらとの整合性について検証して形成計画の中身ですね、整合性について明記をすることが考えられます。</p> <p>それから 5 ページ目に入りますけれども、国が示す基本方針の 2 つ目と致しまして、地域全体を見渡した地域全体を見渡した総合的な公共交通ネットワークの形成といったところが紹介されていますが、これに現行の第二次天理市公共交通連携計画が対応できているかということを見ますと、できているかなと思います。この計画の中で、隣接市町との連携による利便性の向上等が盛り込まれておりますので、地域全体、隣接する市町との連携も含めて加えておりますので、対応できてそうだと思います。</p> <p>それから 6 ページですけど、国が示しております基本方針 3 つ目です。地域特性に応じた多様な交通サービスの組み合わせというのが示されておまして、鉄</p>

	<p>軌道、路線バス、コミュニティバス、デマンド交通、タクシー等々を有機的に組み合わせて、身の丈に合った新たな地域公共交通網の形成を図るような計画になっているかどうかということで、これにつきましても現行の第二次天理市総合連携計画が対応はできているのではないかと思います。公共交通関係、鉄道網の利便性向上等々、これを合わせて鉄道、バス、自動車、自転車等連携を強化することが含まれていますので、対応できているということです。それから、6ページの下のところ、国が示す基本方針の4ですけれども、住民の協力を含む関係者の連携、これについても現行の第二次天理市公共交通連携計画で対応できているというふうに考えられます。</p> <p>それから7ページですけれども、国の示す基本方針5、広域性の確保というのがあります。これについても現行の第二次天理市総合連携計画で隣接市町との連携に盛り込まれていますので、対応できていると思います。</p> <p>それから6番目と致しまして、具体的で可能な限り数値化した目標設定をということを国から基本方針として示されていますが、これについても第二次天理市公共交通総合連携計画で数値目標3項目が設けられていますので、対応できているということです。その他7ページの下に書いてあります、形成計画に移行する場合のその他の要修正点と考えられるところと致しまして、「事業の評価に関する事項」への対応というのがあります。現行の第二次連携計画につきましても、PDCAについて言及はされていますけれども、標記がやや簡素な内容になっておりますので、形成計画に移行する場合は新たに7番目の章を設けまして計画の達成状況や評価に関する事項というのを設けて、PDCAの実行体制でありますとか、評価に必要なデータの把握方法等を簡潔に示しておくというふうにすれば移行が可能かと思います。</p> <p>それから、最後に国の支援制度として「地域公共交通再編事業」というのが新たに設けられていますので、それについての対応、新しい支援制度ですので対応状況もまだまだかと思っておりますので、必要に応じて事業に反映させていくというふうな作業が必要かなと思います。</p> <p>以上、掻い摘んでご説明申し上げましたように、現行の第二次天理市地域公共交通総合連携計画に若干の修正を加えますと新しい計画制度であります、地域公共交通網形成計画に移行ができそうだということでございます。ただ天理市におきましては、まだ一年前に連携計画を策定したばかりだということと、早急に新制度に移行しなければ、コミュニティバス、デマンド乗車事業等の補助金は国から受けられなくなるということでもないということです。本協議会においては、形成計画への移行を目指しながらもマスタープランとの整合性でありますとか、街づくり関係のメンバーを協議会に加えることなど協議を重ねながら、まずは形成計画策定の態勢を整えていくということが重要ではないかと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
議長（市長）	<p>ありがとうございました。只今、連携計画から形成計画への移行についてということで、辻本先生の方からご説明を頂いたわけでもございまして、遅くともいつまでになりますか。補助金等々の関係ただちにでなくてもというお話がございましたけれども、ただここを過ぎるとまずいですよというのは、時期的にございませうでしょうか。</p>

事務局 (金守主幹)	特にいつまでという期限はないですけれども、新しく始まる補助金の制度に乗っかるのであれば、その時に直ちに。
議長 (市長) 22M14S	早くあった方がよいということですか。今も手を挙げて頂いておりましたが近畿運輸局様から提案ございますか。
近畿運輸局奈良運輸支局 (山本委員代理伊藤委員)	補助金の関係で再編実施計画を策定されたならば、補助金の率も高くなるということが出てくるんですけれども、必ずしも再編実施計画をしなければならないということもありませんし、現在もフィーダーの補助金を受けておられますので、それが今の話では変わるということではないので、今の連携計画をそのまま進めて頂いて、その上で更に必要であればということで、考えて頂いてもいいと思います。
議長 (市長)	とは言え、ほぼ対応できている部分ではあるので、まずは街づくり関係の関係者も含めていきながら、そのマスタープラン等を見て行って、できるだけ形成計画に移行していこうじゃないか、とそう言ったご趣旨の説明と理解してよろしでしょうか。
近畿運輸局奈良運輸支局 (山本委員代理伊藤委員)	先生の説明して頂いた部分で、大まかに間違いということではないですけれども、2 ページ目に書かれています、若干の修正を加えることでというところが、若干では済まないと考えて頂いた方がいいと思います。というのも、街づくりっていうのを相当入れていかなければならない、それと形成計画の部分につきましては、枠組みとして大きな書き方がされている部分がありますので、今度の形成計画につきましては、非常に詳しく具体的に丁寧に書き込んでいかなければならないということと、目標についても具体的なものを求められておりますし、結構国土交通省的には、ハードルが高いと思っていただいた方がいいと思います。
議長 (市長)	若干というのは作業量として、やりたい、やりたくないとかそういうことでは決してなくてということでしょうか。
近畿運輸局奈良運輸支局 (山本委員代理伊藤委員)	非常に細かく具体的なことを計画していかなければならないということです。
議長 (市長)	それはどういったものであるとか、事務局サイドではもっていますか。
事務局 (金守主幹)	そこまでは。
議長 (市長)	いずれにしても、街づくりのところについては、別途色々本市も進めておりますし、また来年度に関しては地方創生の中で総合戦略を練っていくような部分に関連させてこちらの地域交通というのも要素として入って参りますから形成計画を作ろうが、作るまいが街づくりの部分との横串を刺したような進め方というのが、これはいずれにしても必要であろうと考えています。それにあたっての作業については、若干専門的になってしまうかもしれませんが、また近畿運輸局様、辻本先生にもご知見をお借りできればと思うのですが、それ以外の点で何か

	皆様の方から、ここが分かりづらかったとかご質問がございましたらどうぞ。
奈良県県土マネジメント部 地域交通課 (村上委員代理森口委員)	奈良県でございます。形成計画の関係ですが、県の方では今回改正で、従前市町村だったんですけれども、都道府県も計画策定できるというふうに規定が変更まして、市長もご参加頂いてます奈良県の地域交通改善協議会、3月9日に幹事会を開かして頂いたんですけれども、そこでもお話してますように、協議会の中にメンバーを変えまして、奈良の国道事務所等関係者入って頂きまして、計画をということを県の方でも考えております。
議長（市長）	街づくりの方に入って頂くという形で、県とも連携していきながら体制を整えて頂いていると、そういう理解でよろしいですか。
奈良県県土マネジメント部 地域交通課 (村上委員代理森口委員)  27M17S	おっしゃるように県の方も、そういうことで協議会の中で議論しながら、この計画策定に向けて、来年度、27年度進んでいく部分があるので、天理市さんの方とも歩調を合わせながらという部分が出てくると思いますし、今奈良支局さんの方からお話がありましたように、先行的に街づくりと公共交通一体化云々というお話がございますので、今年の2月くらいから、路線別会議という国も県も市町村さんも奈良土木さんも入ったような中で、そういうものについては準備作業ではないですけれども、我々どうしても公共交通に視点が行きがちだったものですから、街づくりっていうのは、なかなか難しいものでありますので今回範囲が広がっていますので議論しているところなんですけれども、やはりなかなかこれ今までの部分で、それぞれ今現時点の都市の機能の拠点がどうなっているか、将来的な街づくりにどう配置していくのか合わせながらの検討になってきますので、結構時間がかかる部分でございますので、なかなかじっくりと検討せざるをえないのかなというの少しありますので、移行というよりもやはり策定という形になってくるのかなと思います。
議長（市長） 27M54S	単純な書き足しをいうよりは、基本的には作成するものであると。ただその中で、これまでやってきた議論というのが、じゃあご破算になるかというそれは要素としてしっかり活かされますと。ただその上において、都市計画マスタープランその他含めて街づくりの部分との、よりそのずっと一貫通貫で示したような書きぶりに指標も含めてしていかないといけません。まあそういうような理解でしょうか。だいたい県として、いつ頃に各市町村がこれを策定していくような感じのイメージをもっていらっしゃるでしょうか。
奈良県県土マネジメント部 地域交通課 (村上委員代理森口委員)	それは、各市町村さんで天理市さんのように、地域公共交通形成計画を策定しようという動きが徐々にあるんですが、各市町村ごとに温度差があるんですけれども、状況を見ながら県の方でも27年度の策定に向けた準備をして、何かしらの方向性を来年度中にと考えていますので、もちろんこちらの協議会にも委員として入らせて頂いてますので、こういう場とかを作りながら、連携をしながら色々本格策定については、協力しながら進めさせて頂けたらと思います。
議長（市長）	もう一度確認ですけれども、今回の議題が形成計画に移行していくという方向性について皆さんにご承認頂くということでもよろしいですか。 この協議会そのものが、連携計画を策定していく協議会から形成計画を策定していく協議会に移行していく協議会になっていきますと。それをするためには、

	<p>次回以降違う他の街づくりの関係の委員さんも入ってきますということです。</p> <p>この体制を今から整えていきますということについてのご承認ということですが、いかがでございましょうか。その他ご質問等ございませんでしょうか。よろしいですか。それでは議題（１）でございます、形成計画に根拠自体中身を移行していくということについて、ご承認頂くということでご異議ございませんでしょうか。</p> <p>ありがとうございます。では承認することと致します。</p> <p>次に議題の（２）ですけれども、協議会規約一部改正についてでございますが、この案について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (金守主幹)	議題（２）について説明
議長（市長）	<p>ありがとうございます。それでは議題（２）は、議題（１）でご承認頂いた形成計画策定に向かっていくということに合わせて、この協議会の規約を整理するというところでございますけれども、皆様からご質問等ございませんでしょうか。</p> <p>特にないということでございます。こちらの規約改正についてでございますが、ご承認頂くということでご異議ございませんでしょうか。</p> <p>ありがとうございます。では異議なしということで承認することといたします。</p> <p>引き続きまして、議題（３）「平成２７年度天理市地域公共交通活性化協議会予算（案）について」を、事務局から説明願います。</p>
事務局（山本課長補佐）	議題（３）について説明
議長（市長）	<p>只今、事務局から説明のありました平成 27 年度の予算案でございますけれども、何か皆様からご質問等ございませんでしょうか。ございませんでしょうか。</p> <p>別段ないということでございますので、本件議題（３）予算についてご承認頂くということでご異議ございませんでしょうか。ありがとうございます。では、異議なしということで承認をさせていただきます。</p> <p>引き続き、議題（４）「地域公共交通調査事業について」只今歳出の中でも若干説明があったところですが、事務局から説明致します。</p>
事務局 (金守主幹)	議題（４）について説明
議長（市長）	<p>ありがとうございます。只今この地域公共交通の調査事業について、天理・苜原間そして乗車のダイヤを見ていきながら丁度空いているところについての、実証運行ということですが、皆様の方から何かご質問等ございませんでしょうか。</p> <p>ございませんでしょうか。只今説明頂きました通り本調査事業を実施するというところについて、ご承認頂くことについてご異議ございませんでしょうか。</p> <p>ありがとうございます。では議題（４）についても承認することといたします。</p> <p>これで（１）～（４）までの議題については終了したわけでございますけれども、何か皆様の方からこれらについて、追加のご質問等ございませんでしょうか。</p>

	<p>ないということですので、これもちまして、議題は終了させて頂きたいと思います。次に市町村連携によります地域公共交通網の構築についてを事務局からご説明をしたいと思います。</p>
事務局 (京川課長)	<p>次第4 その他について説明</p>
議長 (市長)  1H31S  1H52S	<p>ありがとうございます。今定住自立圏構想を明日調印して、来年度の秋に向けて共生ビジョン策定ということなのですが、特に本協議会の関係で申しますと川西町さんとの間でコミバスの運行をはじめ、はっきりということが当市にとっても川西町さんにとっても、プラスではないかということで、また検討して行きたいと思います。そして冒頭申し上げましたけれども、特に二階堂校区の方から、現在のコミバスのルートでありますと、なかなか24号線以西のところについて十分な対応ができていないのではないかとのご指摘も頂いていることから、そちらへの対応も含めて私どもとしても考えていきたいと思います。もしルート変更ということになりましたら、その時はこの協議会にもわかるようさせて頂くということで、現時点では方向性についてのご報告ということでございます。何かこの点について皆様からご質問等ございますでしょうか。</p> <p>よろしいですか。ありがとうございます。ではこれで本日の議題はすべて終了ということでございますけれども、この機会に皆様方から何かご発言はございますでしょうか。ありがとうございます。では、本日の議事はこれをもって終了させて頂きたいと思います。長時間にわたりありがとうございます。また引き続いてどうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
司会 (部長)	<p>それでは、以上をもちまして、平成26年度第3回天理市地域公共交通活性化協議会を終了させていただきます。長時間にわたるご審議ありがとうございます。</p>